

市町村・都道府県における
高齢者虐待への対応と養護者支援について

令和7年3月
厚生労働省 老健局

「市町村・都道府県における高齢者虐待への対応と養護者支援について」（以下「高齢者虐待対応マニュアル」という。）は、市町村、都道府県等における高齢者虐待の未然防止、早期発見、迅速かつ適切な対応及び再発防止に資することを目的に、平成 18 年 4 月に初版を作成しております。

以降、平成 30（2018）年 3 月、令和 5（2023）年 3 月に改訂を行い、今般、これまでの制度改正等を踏まえ、内容の追補、充実を図るために改訂を行ったものです。

はじめに

平成 18（2006）年に、高齢者の尊厳の保持、権利利益の擁護に資することを目的とした「高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律」（平成 17 年法律第 124 号。以下「高齢者虐待防止法」という。）が施行されました。同法に基づき毎年度国が実施している実態調査によると、高齢者に対する虐待の事案は、相談・通報件数及び虐待判断件数ともに、増加傾向にあります。

高齢者虐待は、高齢者の生命及び尊厳に直結することは言うまでもなく、平成 3（1991）年に国連総会で決議された「高齢者のための国連原則」においても、「高齢者は、尊厳及び保障を持って、肉体的・精神的虐待から解放された生活を送ることができるべきである。」と謳われていることなどから、決してあってはならない問題です。

厚生労働省においては、利用者の人権の擁護、虐待の防止等を図るため、市町村における相談窓口の設置、施設や自治体職員等に対する研修、高齢者虐待防止に関するネットワーク構築等への支援を進めてきたところですが、令和 3（2021）年度の介護保険法（平成 9 年法律第 123 号）に基づく基準省令の改正において、全ての介護サービス事業者を対象に、虐待の防止のための対策を検討する委員会の開催、指針の整備、研修の実施、担当者の配置を義務づけたことを踏まえ、令和 4（2022）年度に本高齢者虐待対応マニュアルを改訂しました。

現在、令和 4（2022）年度の改訂を受け、各自治体のマニュアル改訂等により、高齢者虐待防止の体制整備に取り組んでいただいているところですが、令和 6（2024）年度の介護報酬改定において、さらに高齢者虐待防止の推進及び身体的拘束等の適正化の推進を図ったことや、高齢者虐待防止法第 13 条に基づいた面会制限に関する裁判例を踏まえた手続きにおける留意点の追加など、自治体等による高齢者虐待対応について最新の状況を反映する必要があるため、今般改訂を行うこととしたところです。

加えて、令和 5（2023）年度の老健事業で作成した「介護施設・事業所等で働く方々の身体拘束廃止・防止の手引き」を、本高齢者虐待対応マニュアルの別冊として再構築を行い、虐待対応における Q&A の充実も図ることとしました。

本高齢者虐待対応マニュアルは、高齢者の尊厳の保持、権利利益の擁護のため、都道府県、市町村等における高齢者虐待の未然防止、早期発見、迅速かつ適切な対応及び再発防止に資することを目的に、日々、現場で取り組まれている方々の一助になることを願い、作成しております。

厚生労働省として、高齢者虐待防止に対する迅速かつ適切な対応、虐待防止に関する体制整備の充実及び取組が一層推進されることを期待するとともに、本高齢者虐待対応マニュアルの周知等を通じ、都道府県と市町村の取組を引き続き支援し、高齢者虐待のない社会の実現に向けて取り組んでまいります。

令和 7 年 3 月

厚生労働省老健局

< 目 次 >

I 高齢者虐待防止の基本

1 高齢者虐待とは	2
1. 1 高齢者虐待防止法	2
1. 2 「高齢者虐待」の捉え方	2
2 高齢者虐待等の防止に向けた基本的視点	17
2. 1 高齢者虐待対応の目的	17
2. 2 高齢者虐待対応の基本的な視点	17
2. 3 留意事項	20
3 高齢者虐待の防止等に対する各主体の責務等	21
3. 1 国及び地方公共団体の責務	21
3. 2 国の役割	23
3. 3 都道府県の役割	25
3. 4 市町村の役割	28
3. 5 国民の責務	35
3. 6 保健・医療・福祉関係者の責務	35
3. 7 養介護施設等の設置者、養介護事業者の責務	35
4 高齢者虐待対応と個人情報保護法の対応について	38
4. 1 はじめに	38
4. 2 地方自治体の個人情報の取扱い	38
4. 3 民間事業者（市町村から業務委託を受けた地域包括支援センター、 介護保険事業者、医療機関その他の虐待対応協力者）の個人情報の 取扱い	40
5 高齢者の居住実態と住所地が異なる場合の対応	42
5. 1 高齢者虐待対応を担う市町村	42
5. 2 権限行使が必要な場合の対応	42

II 養護者による虐待への対応（市町村における業務）

1 組織体制	46
1. 1 組織体制	46
1. 2 事務の委託	47
2 養護者による高齢者虐待対応	49
2. 1 相談・通報・届出への対応	52

2. 2	事実確認	55
2. 3	虐待の有無の判断、緊急性の判断、深刻度の判断、 対応方針の決定	60
2. 4	行政権限の行使等	64
2. 5	初動期段階の評価会議	83
2. 6	情報収集と虐待発生要因・課題の整理	83
2. 7	対応段階の評価会議	85
2. 8	終結段階	86
3	養護者支援	87
3. 1	養護者（家族等）支援の意義	87
3. 2	リスク要因を有する家庭への支援	89
3. 3	養護者支援のためのショートステイ居室の確保	90
4	財産上の不当取引による被害の防止	91
Ⅲ 養介護施設従事者等による虐待への対応		
1	養介護施設従事者等による高齢者虐待対応に向けた連携・協働 体制の整備	94
2	養介護施設従事者等による高齢者虐待への対応	95
2. 1	相談・通報・届出への対応	99
2. 2	事実確認の準備と実施	102
2. 3	虐待の有無の判断、緊急性の判断、深刻度の判断、課題の整理、 対応方針の決定	110
2. 4	虐待発生要因・課題の整理	117
2. 5	虐待の再発防止と必要な措置	125
2. 6	モニタリング・評価	127
2. 7	終結段階	129
3	養介護施設従事者等による高齢者虐待の状況の公表	130
引用文献・参考文献		132
委員名簿		134
法令・通知について		136